

# 訪問介護サービス利用料金表 (特定事業所加算Ⅱ)

訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護保険法の法定利用料に基づくものとします。

## 1 料金表

項目	サービス1回当たりの料金			大磯町地域単価 10.42円			チェック
	所要時間及び内容	単位数	特定事業所加算Ⅱ 合成単位数	1割負担額	2割負担額	3割負担額	
① 基本額	身体介護01 (20分未満)	167単位	184単位	192円	384円	576円	
	身体介護1 (30分未満)	250単位	275単位	287円	573円	860円	
	身体介護2 (30分以上1時間未満)	396単位	436単位	455円	909円	1,363円	
	身体介護3 (1時間30分未満)	579単位	637単位	664円	1,328円	1,992円	
	所要時間1時間から計算して 所要時間30分を増すごと	84単位	92単位	96円	192円	288円	
	生活援助2 (20分以上45分未満)	183単位	201単位	210円	419円	629円	
	生活援助3 (45分以上)	225単位	248単位	259円	517円	776円	
	所要時間20分から計算して 25分を増すごと	67単位	74単位	78円	155円	232円	
	身体1・生活1 (身体30分未満＋ 生活援助20分以上45分未満)	317単位	349単位	364円	728円	1,091円	
	身体1・生活2 (身体30分未満＋ 生活援助45分以上70分未満)	384単位	422単位	440円	880円	1,320円	
	身体2・生活1 (身体60分未満＋ 生活援助20分以上45分未満)	463単位	509単位	531円	1,061円	1,591円	
② 加算	緊急時訪問介護加算 (1回)	100単位		105円	209円	313円	
	初回加算	200単位		209円	417円	626円	
	早朝・夜間加算	所定単位数× 25%					
	深夜加算	所定単位数× 50%					
③	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 13.7%		①②の1ヶ月当たりの総単位数×13.7%単位/月				
* 介護職員処遇改善加算とは、介護に携わる職員に対して待遇や賃金等の改善を行うための制度であり、当事業所は加算(Ⅰ)の要件に適合するため届出をしております。							
④	特定処遇改善加算(Ⅰ) 6.3%		①②の1ヶ月当たりの総単位数×6.3%単位/月				
* 特定処遇改善加算は、技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的とした制度です。当事業所は加算(Ⅰ)の要件に適合するため届出をしております。							
* 地域サービスの種類により区分が定められています。大磯町の訪問介護における単価は、10.42円となります。							
* 1ヶ月利用者負担額の算出方法(概算)							
①②③④の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×10.42円＝〇〇円(1円未満切り捨て)							
〇〇円－(〇〇円×0.9(1円未満切り捨て))＝1割負担利用者負担額							
〇〇円－(〇〇円×0.8(1円未満切り捨て))＝2割負担利用者負担額							
〇〇円－(〇〇円×0.7(1円未満切り捨て))＝3割負担利用者負担額							

## 2 保険外サービス費用（利用者負担10割）

項目	説明	金額	チェック
介護保険外サービス	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合等、介護保険枠外のサービス料金です。	介護報酬告示上の額と同額	

## 3 運営基準に定められたその他費用

項目	説明	金額	チェック
その他の費用	通常の事業の実施地域（大磯町、二宮町、伊勢原市、平塚市、秦野市）にお住まいの方は、無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は訪問介護員が訪問するための交通費（実費）がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施区域を越えてから、1Kmあたり25円お支払頂きます。	実費	

## 4 買物代行及び薬受代行サービス等に要する交通費

項目	説明	金額	チェック
買物等交通費	訪問介護員が買物代行等を行うために要する交通費がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1Kmあたり25円お支払頂きます。	実費	

